

化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会の設置について（案）

平成14年10月 日

厚生科学審議会

化学物質制度改正検討部会

1. 設置

厚生科学審議会運営規定（平成13年1月19日、厚生科学審議会決定）第8条及び厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会運営細則（平成14年10月 日、化学物質制度改正検討部会長決定）第1条に基づき、化学物質制度改正検討部会の下に「化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 専門委員会の構成

専門委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から、化学物質の評価、管理等に関し学識経験を有するものとして、部会長が指名するものにより構成する。

3. 専門委員会の検討事項

専門委員会は化学物質の審査及び製造等の規制の見直しに係る専門的事項について調査審議を行うものとする。

4. その他

その他の専門委員会の運営に必要な事項については、化学物質制度改正検討部会長又は専門委員会委員長が定める。

(参考)

化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会委員(案)

氏名	所属
安藤 正典	国立医薬品食品衛生研究所環境衛生化学部長
石井庸一	日本製薬団体連合会薬制委員会副委員長
井上 達	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科環境工学専攻教授
江馬 眞	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター総合評価研究室長
沖 幸子	フラオ グルッペ(株)代表取締役社長・生活評論家
小倉正敏	(社)日本化学工業協会常務理事化学品管理部長
小野 宏	(財)食品薬品安全センター秦野研究所長
神山 美智子	弁護士
首藤 紘一	(財)日本医薬情報センター理事長
竹居 照芳	富士常葉大学流通経済学部教授
西原 力	大阪大学大学院薬学研究科教授
林 眞	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部長
吉岡 義正	大分大学教育福祉科学部教授
渡部 烈	富山医科薬科大学和漢薬研究所客員教授